

平成27年度横浜市西スポーツセンター指定管理者公募に係る質問への回答

※「資料名」「ページ」「項目」「内容」は基本的に質問書の記載をそのまま転記しています。

	資料名	ページ	項目	内容	回答	備考
1	公募要項	P1	2(5)	指定期間中の施設の一部閉館について、該当諸室が閉館(利用停止)になっている期間、その諸室で実施している教室を振替開催するために、該当外諸室の優先利用枠を拡大することは可能かご教示ください。	優先利用枠を拡大することはできません。メインアリーナで実施している教室をサブアリーナ等に振り替えて実施する場合、振替分を含めてサブアリーナ等の優先利用枠の範囲内で教室を実施してください。	
2	公募要項	P1	2(5)	「本施設は、平成29年度に吊天井改修工事を予定しているため、メインアリーナを最長で6か月程度閉館(利用停止)する予定です。」「なお、本工事に伴う休館実施の影響で発生する収入減額分についての補償は行いません。」とございますが、平成29年度の収支計画書を作成するにあたりメインアリーナの収入については工事が無い場合の収入見込み額から工事で閉館する6か月分の収入を減額して積算する考え方でよろしいですか。	メインアリーナの利用停止により、メインアリーナの利用料金収入の減のほか、メインアリーナを使って実施する教室等の事業収入の減が発生すると考えられます。	
3	公募要項	P1	2(5)	平成29年のつり天井改修工事について 6か月間の休館とのことですが、全館休館でしょうか？機材搬入や職人の出入りなどを考えると部分休館では、安全管理上、問題が出てくるように思いますが、お考えをご教示ください。	工事の詳細については平成28年度に調査・設計を行い決定します。全館休館とするか部分休館とするかは協議の対象となります。応募書類は部分休館を想定して作成してください。	
4	公募要項	P3	6(4)	維持管理運営費用について、第2期指定管理提案では12条点検分の費用を計上していましたが、12条点検は市が行う(契約)ことになり、指定管理料から該当点検費用を各年度差引かれています。第3期も横浜市が直接実施していただけたらと考えてよろしいかご教示ください。	建築基準法第12条に基づく定期点検のうち、昇降機を除く建築物及び建築設備に係る点検については、横浜市建築局が実施します。昇降機の12条点検については、指定管理者が契約する昇降機の保守点検委託契約の中で実施してください。	
5	公募要項	P4	6(4)	修繕の費用について、「1件あたり100万円(消費税別)を上限」と記載がありますが、1件あたり100万円以上の修繕提案をしてもよろしいかご教示ください。	指定管理者が実施する修繕として1件あたり100万円を超える金額の修繕内容を提案しても構いません。	

平成27年度横浜市西スポーツセンター指定管理者公募に係る質問への回答

※「資料名」「ページ」「項目」「内容」は基本的に質問書の記載をそのまま転記しています。

	資料名	ページ	項目	内容	回答	備考
6	公募要項	P4		中央監視盤ですが、ディスプレイが暗いだけでなく、製造年月日が古くメーカーでもメンテナンス・修理が出来ないものが設置されています。中央監視盤は各設備の心臓部分となり、今後の更新が早急に見込まれるものかと思われます。当件は、更新となるので指定管理者の業務範囲ではなく、横浜市の業務範囲となりますが、何時頃更新を計画されていますでしょうか。 また、仮に更新をせず故障した場合には修繕は出来ないのでは、人的対応が必要となりますが、この場合の費用は横浜市負担でよろしいでしょうか。	中央監視盤については平成27年度中に更新予定です。	
7	公募要項	P5	6 参考1	指定管理料の考え方 指定管理料 = 維持管理運営費用(一般管理費含む) - 施設運営収入 とございますが、平成29年度は 指定管理料 = 維持管理運営費用(一般管理費含む) - (施設運営収入 - メインアリーナ6か月分の収入見込み額)という考え方でよろしいですか。	メインアリーナの利用停止による施設運営収入や維持管理運営費用への影響を考慮して提案してください。	
8	公募要項	P4	6(6)	管理口座について、「1施設当たり1口座を原則」と記載されていますが、会計システムによる施設毎の収支管理を行っていれば1施設1口座設けなくてもよろしいかご教示ください。	会計処理の透明性を確保できるよう、施設毎の収支管理を徹底することを条件として認めることも可能です。	
9	公募要項	P6	7	管理経費算出にあたり、消費税率は現行の8%での算出でよいか。また、指定管理期間中に消費税率が改正された場合、リスク分担では協議となっていますが、差額は指定管理料の変更で対応いただけると理解してよろしいかご教示ください。	消費税率は現行の8%で算出してください。 指定管理期間中に消費税率が改正された場合は、本市全体の考え方に則って対応します。 なお、平成26年度及び平成27年度については、消費税率の変更による影響額を指定管理料に反映しています。	

平成27年度横浜市西スポーツセンター指定管理者公募に係る質問への回答

※「資料名」「ページ」「項目」「内容」は基本的に質問書の記載をそのまま転記しています。

	資料名	ページ	項目	内容	回答	備考
10	公募要項	P15	9(4)ア(ウ)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第63条第1項において、役員は理事及び監事を示しておりますので、評議員については役員等氏名一覧表(様式3)に含めないと理解してよろしいかご教示ください。	構いません。	
11	公募要項	P15	9(4)ア(ウ)	様式3(役員等氏名一覧表)の照会データが転記される部分で法人名のみは転記されませんが、直接照会データシートへ転記してしまって構わないでしょうか。それとも空欄のままの方がよいでしょうか。	空欄のままです。	
12	公募要項	P15	9(4)ア(ウ)	様式3(役員等氏名一覧表)のエクセルファイルと提案書及び収支計画のPDF、Excelデータは同一の記録メディアに保存して提出して問題ないでしょうか。	構いません。	
13	公募要項	P15	9(4)ア(ウ)及び(カ)	応募書類提出前に役員の改選が予定されています。新役員が登記事項証明書に反映されるまでに時間がかかるため、提出日の役員等氏名一覧表(様式3)と登記事項証明書内役員名が異なる場合がありますがよろしいかご教示ください。	構いません。ただし、役員の改選の結果がわかる書類(議事録の該当部分等)を登記事項証明書に添付して提出してください。	
14	公募要項	P15	9(4)ア(ク)	「(ク)直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、収支計算書等」について、団体が特定できない状態にしたものを1部と記載されていますが、これは原本および写しの提出書類とは別で用意して提出になりますでしょうか。それとも、原本あるいは写しの中の1部を黒塗りにしたもので提出するのでしょうか。	原本1部及び写し10部とは別に提出してください。	

平成27年度横浜市西スポーツセンター指定管理者公募に係る質問への回答

※「資料名」「ページ」「項目」「内容」は基本的に質問書の記載をそのまま転記しています。

	資料名	ページ	項目	内容	回答	備考
15	業務の基準	P9	第2 1(10)	託児サービスの提供について、受入対象年齢による託児保育者数の基準はあるかご教示ください。	認可外保育施設指導監督基準を参考にしてください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/hoikuseido/ninkagaihoikushisetutoha.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/hoikuseido/ninkagaihoikushisetutoha.html</a>	
16	業務の基準	P9	第2 1(10)	託児サービスの提供について、託児保育者の謝金額(時給)の基準はあるかご教示ください。	託児保育者の謝金額(時給)の基準は設けていません。	
17	業務の基準	P14	第2 5(2)	駐車場機器について 現在の機材のリースを引き継ぐことは可能でしょうか？ご教示ください。	リース会社との調整・協議が必要となります。	
18	業務の基準	P15		横浜市建築局における指定管理者期間に行われる修繕予定の項目及び内容をお示しください。また、それに伴う休館がある場合は予定時期を明示ください。	公募要項2(5)のとおりです。その他の建築局における工事の予定は現在ありません。	
19	業務の基準	P16		フロン排出抑制法に基づく空調機器等の点検は必要でしょうか。	法令に従って実施してください。	
20	業務の基準	P18	第3 4(1)	夜間警備巡回については、記載されている現在の実施回数が必須でしょうか。	夜間の巡回警備については毎日最低1回以上実施してください。	
21	業務の基準	P19	第3 6	環境衛生管理業務に記載されている参考仕様ですが、当建物はビル管法対象外となりますが、参考仕様程度の実施回数が必須でしょうか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象ではありませんが、それに準じた管理を行ってください。	

平成27年度横浜市西スポーツセンター指定管理者公募に係る質問への回答

※「資料名」「ページ」「項目」「内容」は基本的に質問書の記載をそのまま転記しています。

	資料名	ページ	項目	内容	回答	備考
22	業務の基準	P19	第3 6	環境衛生管理業務に記載されている参考仕様ですが、ビル管法対象外ではありませんが、仮にビル管法に準じるとすれば、空気環境測定の実施回数は、初年度12回/年・翌年度以降6回/年となりますが、誤りでしょうか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象ではありませんが、それに準じた管理を行ってください。 空気環境測定については2か月以内ごとに1回実施してください。	
23	業務の基準	P19	第3 6	環境衛生管理業務に記載されている参考仕様ですが、ビル管法対象外ではありませんが、仮にビル管法に準じるとすれば、その他ビル管法における点検は必要ないのでしょうか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象ではありませんが、それに準じた管理を行ってください。	
24	応募様式2			団体の概要の財政状況欄に総収入、総支出、当期収支差額、前期繰越収支差額とありますが、それぞれ何を指していますでしょうか？ ex.会社の売上高、原価、営業利益等	総収入は「売上高＋営業外収益＋特別利益」、総支出は「営業原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋特別損失-減価償却費及び評価損」、当期収支差額は「税引き後の当期純利益」、次期繰越収支差額は「繰越利益剰余金」とします。	
25	応募様式20～23			様式20～23には28年度と記載がありますが、以降の4か年も提出するという理解でよろしいかご教示ください。	様式20～23については、平成28年度から平成32年度の5年分を作成して提出してください。	

平成27年度横浜市西スポーツセンター指定管理者公募に係る質問への回答

※「資料名」「ページ」「項目」「内容」は基本的に質問書の記載をそのまま転記しています。

	資料名	ページ	項目	内容	回答	備考
26	その他			建築図面、設備図面などの竣工図面(設備更新があった場合は最新の竣工図面)の閲覧及び複写は可能でしょうか。	<p>次のとおり閲覧の機会を設けます。</p> <p>【場所】西区役所内</p> <p>【日時】平成27年6月18日(木) 午前10時～午後1時 平成27年6月19日(金) 午後2時～午後5時 平成27年6月22日(月) 午前9時～午後5時</p> <p>【人数】1団体あたり3名まで</p> <p>【時間】1団体あたり1時間まで</p> <p>【申込方法】 6月16日(火)午後5時までに「公募要項2(4)問合せ先」に記載されているメールアドレスへ電子メールにより申し込んでください。 件名を【閲覧希望】とし、本文に団体名、氏名、閲覧を希望する時間帯(第3希望まで)を記載してください。 申込受付後、西区役所地域振興課より時間帯等について連絡します。</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込は応募説明会に出席した団体に限ります。</li> <li>・閲覧場所からの持ち出しはできません。</li> <li>・複写機の用意はありません。</li> </ul>	
27	その他			平成25年度年間事業報告書記載の各種機器設備保守点検項目の点検報告書の閲覧は可能でしょうか。		

平成27年度横浜市西スポーツセンター指定管理者公募に係る質問への回答

※「資料名」「ページ」「項目」「内容」は基本的に質問書の記載をそのまま転記しています。

資料名	ページ	項目	内容	回答	備考
28 その他			<p>平成25年度年間事業報告書の様式36「1 建物等の保守管理・補修業務 (2)定期点検」について、下記の設備機器のスペック及びメーカー、点検内容等を教えてください。</p> <p>①蓄電池設備:設備概要及び点検対象台数                  ②ファンコイルユニット:設備概要及び点検対象台数                  ③ユニット型空調機:設備概要及び点検対象台数                  ④空調設備コンプレッサー:設備概要及び点検対象台数                  ⑤全熱交換機:点検対象台数及びフィルター枚数                  ⑥空調機フィルター:清掃対象枚数                  ⑦上水受水槽、高架水槽、副受水槽:槽容量                  ⑧環水槽:設備概要及び点検対象台数                  ⑨揚水ポンプ、加圧給水ポンプ:点検対象台数                  ⑩温水器:設備概要及び点検対象台数                  ⑪貯湯槽・清掃:設備概要及び点検対象台数                  ⑫電動リングシャッター:メーカー及び点検対象台数                  ⑬バスケットボールゴール:メーカー及び点検対象台数                  ⑭飲料水水質検査、冷却塔レジオネラ菌水質検査:検体数</p>	<p>次のとおりです。</p> <p>①受変電操作・非常照明用、HS-150AH、1台                  発電機起動用、HS-100AH、1台                  ②天井埋込ダクト型、20台                  ③床置コンパクト型(還風機組み込み)、2台                  床置水平型、2台                  天吊ターミナル型、4台                  天吊ターミナル型(外気処理専用)、1台                  ④プール設備用コンプレッサー、2台                  ⑤7台、30枚                  ⑥110枚                  ⑦上水受水槽:60m<sup>3</sup>                  高架水槽:16m<sup>3</sup>                  副受水槽:1m<sup>3</sup>                  ⑧52.5m<sup>3</sup>、1台                  ⑨揚水ポンプ:2台                  加圧給水ポンプ:2台                  ⑩ガス焚真空式温水ヒーター(立型2回路)、                  給湯能力50,000kcal/H、2基                  ⑪5000L、2基                  ⑫三和シャッター、1基                  ⑬セノー(電動 折畳式)・1対、                  ウエサカ(移動式ミニバスケット用)・1対                  ⑭飲料水水質検査:1検体(7月:11項目検査)                  冷却塔レジオネラ菌水質検査:4検体(7月:2検体・9月:2検体)</p>	
29 その他			<p>現在、設備技術員は常駐しているのでしょうか。                  常駐している場合、勤務シフトをお教え頂けませんでしょうか。                  また、常駐している場合、その費用は「維持管理運営費用」内の、「人件費・賃金」の中に含まれているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>設備技術員は常駐していません。</p>	

平成27年度横浜市西スポーツセンター指定管理者公募に係る質問への回答

※「資料名」「ページ」「項目」「内容」は基本的に質問書の記載をそのまま転記しています。

	資料名	ページ	項目	内容	回答	備考
30	その他			本スポーツセンターは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)の対象となるので しょうか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対 象ではありませんが、それに準じた管理を行ってくださ い。	